

18年4月1日より 「障害者自立支援法」が施行されています

1 障害者自立支援法とは？

これまで「身体障害」「知的障害」「精神障害」といった障害種別ごとに提供されてきたサービスを一元化し、医療・介護サービスや就労訓練などの障害者の自立を支援する体制を整備するものです。

これまでの福祉サービス利用料は、所得の高い人ほど多くの保険料を負担するという「応能負担」で運用されてきましたが、4月からは利用者の「定率1割負担」となります。また施設やグループホームの利用者は、食費と居住費(水光熱費)が全額自己負担となります。自立支援医療(これまでの更生・育成・精神通院の公費負担医療制度)も、原則1割負担となります。

一方、国では、所得に応じて4段階の月額負担上限額(下記参照)を設けるなど、いくつかの軽減策を実施しているほか、自治体(市町村)独自で軽減策を実施しているところもあります。

詳しくはお住まいの市町村担当窓口までお尋ねください。

2 障害者自立支援法のポイント

①障害者施策の一元化

⇒今まで3障害(身体、知的、精神)別々の分野で施設が作られ、サービスを受けられていましたが、障害者自立支援法では3障害共通の判定基準を設け、一緒に施設やサービスを利用することが出来るようになっていきます。

②利用者本位のサービス体系に再編

⇒障害種別毎に分立した33種類の既存施設・事業体系が6つの日中活動に分け再編され、あわせて夜間の生活の場として居住支援が再編されます。また、就労支援や重度障害者へのサービスは別の枠組みで行われます。

③就労支援の抜本的強化

⇒授産施設や作業所を利用している障害者が、福祉施設の職員と地域の企業に出向いて働く「施設外授産」が認められます。

また、自立支援法に合わせ、障害者雇用促進法の改正も行われ、精神障害者の雇用促進が図られています。

④手続きや基準の透明化、明確化

⇒利用者は、介護保険と同じように「障害程度区分」の認定審査を受け、それに基づくサービス利用計画により施設やサービスを利用することになります。

⑤安定的財源の確保

⇒国の費用負担の責任が強化(費用の2分の1を負担・義務的負担)されると共に、利用者も1割負担(軽減措置もある)となります。

■所得別月額上限額一覧

区分	世帯の所得状況	月額上限額
1	一般 市町村民税課税所帯	37,200円
2	低所得2 市町村民税非課税所帯 ・3人世帯で障害基礎年金1級受給含め年収300万円以下 ・単身世帯で障害基礎年金以外の収入が125万円以下の場合	24,200円
3	低所得1 市町村民税非課税所帯で障害者の収入が年収80万円以下 (障害基礎年金の2級相当額)	15,000円
4	生活保護 生活保護受給世帯	0円

詳しくはお住まいの市町担当窓口へお尋ね下さい